第二編第四章第九節の節名を次のように改める。

第九節　指名委員会等及び執行役

第百十一条の見出しを「指名委員会等の議事録」に改め、同条第一項及び第二項中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同条第三項中「委員会の議事録」を「指名委員会等の議事録」に改め、同項第一号及び第二号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同項第四号中「委員会が」を「指名委員会等が」に改め、同号イ中「第三百七十五条第三項」を「第三百七十五条第四項」に改め、同号ロ中「第三百九十七条第四項」を「第三百九十七条第五項」に改め、同項第五号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、「出席した」の下に「取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）」を加え、同項第六号及び同条第四項中「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第百十二条第一項第一号中「監査委員会」を「当該株式会社の監査委員会」に改め、同項第二号中「使用人の」の下に「当該株式会社の」を加え、同項第四号中「その他」の下に「当該株式会社の」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他」を「次に掲げる体制その他の当該株式会社」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査委員会に報告をするための体制

ロ　当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査委員会に報告をするための体制

第百十二条第一項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　当該株式会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第百十二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該株式会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第百十二条第二項中「体制は、」の下に「当該株式会社における」を加え、同項第一号中「執行役」を「当該株式会社の執行役」に改め、同項第二号中「損失」を「当該株式会社の損失」に改め、同項第三号中「執行役」を「当該株式会社の執行役」に改め、同項第四号中「使用人」を「当該株式会社の使用人」に改め、同項第五号中「当該」を「次に掲げる体制その他の当該」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（八及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ　当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第百十三条第一号イ中「当該株主総会」の下に「（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社の株主総会）」を加え、同条第二号ロ(2)中「社外取締役を除く」を「業務執行取締役等であるものに限る」に改め、同号ロ(3)中「社外取締役」を「取締役(1)及び(2)に掲げるものを除く。）」に改める。

第百十五条中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改める。

第百十八条第二号中「第三百六十二条第四項第六号」の下に「、第三百九十九条の十三第一項第一号ロ及びハ」を、「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同条に次の二号を加える。

四　当該株式会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該株式会社及びその完全子会社等（法第八百四十七条の三第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）における当該株式会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一（法第八百四十七条の三第四項の規定により五分の一を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項

イ　当該特定完全子会社の名称及び住所

ロ　当該株式会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額

ハ　当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

五　当該株式会社とその親会社等との間の取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該株式会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第百十二条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものを除く。）があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ　当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ　当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会。ハにおいて同じ。）の判断及びその理由

ハ　社外取締役を置く株式会社において、ロの取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

第百二十一条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第一号中「第七号及び第八号」を「第三号、第八号及び第九号」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株式会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

ロ　株式会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

第百二十一条第七号を同条第八号とし、同条第六号ロ中「第三百四十五条第一項」を「第三百四十二条の二第一項若しくは第四項又は第三百四十五条第一項」に改め、同号ハ中「第三百四十五条第二項」を「第三百四十二条の二第二項又は第三百四十五条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前号イ」を「同号イ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号イ中「つき取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

第百二十三条第一号イ中「取締役（」の下に「監査等委員であるもの及び」を加え、同号ロ中「社外取締役（」の下に「監査等委員であるものを除き、」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該株式会社の監査等委員である取締役